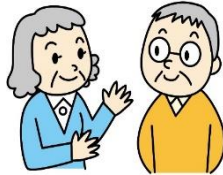


市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL : www.ichiba-sr.com

年金受給開始を 70 歳以後まで 選択可能に ～政府有識者会議 が提言



◆年内に「高齢社会対策大綱」策定

内閣府の「高齢社会対策の基本的考え方等に関する検討会」は、公的年金の受給開始年齢を 70 歳以降まで繰り下げることが可能とする仕組みづくりなどを盛り込んだ報告書の骨子案をまとめました。

政府はこの骨子案をもとに、年内に中長期的な高齢者施策の指針となる「高齢社会対策大綱」の改定案を閣議決定する予定です。

◆「エイジレス社会」実現へ

年金の受給開始年齢は原則 65 歳ですが、現行法では 60～70 歳の間で開始年齢について、「繰上げ」もしくは「繰下げ」ができます。

開始年齢を早めれば 65 歳から受給するのに比べて受給額が最大で 30% 減り、遅くすれば最大 42% 増えます。

骨子案では、「基本的考え方」として、「すべての高齢者が意欲・能力を活かして活躍できるエイジレス社会を目指す」とし「年齢区分で人々のライフステージを画一化することを見直すことが必要」としました。

そのうえで、「意欲ある高齢者が働き続けられ、また、就業できる仕組みを構築していくことが基本」とし、あわせて「高齢期の低所得を防止する視点も望まれる」としています。

◆高齢者のコミュニティづくりや 資産活用も提言

骨子案ではこのほか、地域社会における高齢期の生活基盤を安定させるためのコミュニティづくりや、高齢者の資産を豊かな老後と日本の経済成長につなげる効率的な運用ができるよう環境整備が必要との報告も盛り込まれました。

◆導入の是非をめぐって議論本格化か

年金の受給開始年齢引上げをめぐっては、2014 年に当時の田村憲久厚生労働大臣が「75 歳程度まで引き上げることを検討する」と発言しましたが、その後具体的な議論とはなっていませんでした。

ただ、少子高齢化で労働力人口が減るなか、政府は多くの高齢者に働き続けてもらいたい考えで、自民党の「一億総活躍推進本部」が 5 月にまとめた提言にも年齢引上げが盛り込まれています。

今回は議論が本格化する可能性があり、導入の是非をめぐっては議論となりそうです。

※日本は「死ぬまで働け、働かないなら死ね」の世の中になってきたと感じます。

監督指導による賃金不払い残業の是正結果(平成28年度)

◆監督指導結果の発表

厚生労働省は、時間外労働等に対する割増賃金を支払っていない企業に対して労働基準法違反で是正指導した結果(平成28年度分)を取りまとめ公表しました。

全国の労働基準監督署が、賃金不払い残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成28年4月から平成29年3月までの間に不払いだった割増賃金が支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめています。

◆平成28年度の是正結果のポイント

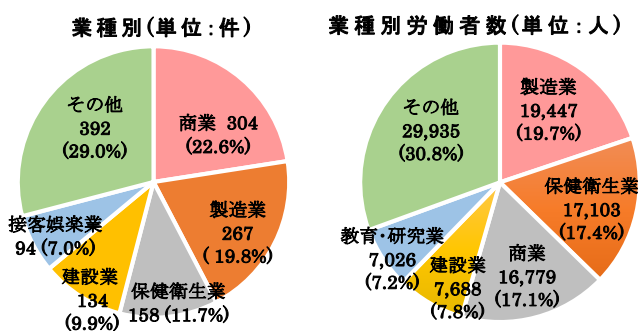
- (1) 是正企業数：1,349 企業 (前年度比1 企業増)
…うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、184 企業
- (2) 支払われた割増賃金合計額：127 億 2,327 万円(同27 億 2,904 万円増)
- (3) 対象労働者数：9 万 7,978 人 (同 5,266 人増)
- (4) 支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 943 万円、労働者 1 人当たり 13 万円

◆遡及支払金額別の詳細

- (1) 100 万円以上の割増賃金の遡及支払状況

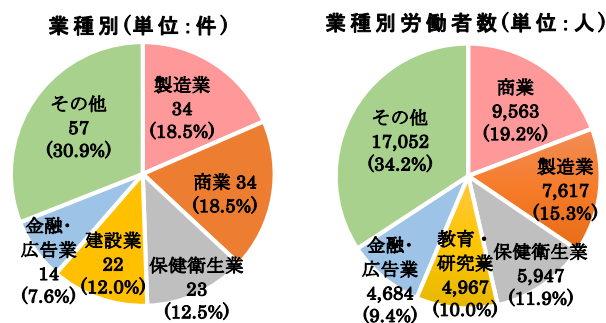
業種別でみると、「商業」が 304 件で最も多く、次いで「製造業」の 267 件が続いています。

業種別の労働者数でみると、「製造業」の 19,447 人が最も多く、次に「保健衛生業」の 17,103 人となっています。



- (2) 1,000 万円以上の割増賃金の遡及支払状況

業種別でみると、「製造業」と「商業」がともに 34 件、「保健衛生業」が 23 件で全体の半分を占めており、対象労働者数は、「商業」9,563 人、「製造業」7,617 人となっています。



◆今後の取組み

今後も、厚生労働省による賃金不払い残業の解消に向けての取組みや、労働基準監督署による指導は強化されていきますので、企業としても今まで以上に徹底した労務管理が求められます。
※労働時間の把握、それに伴う賃金の支払いは避けて通れない問題です。

「職場の受動喫煙防止対策」に関する国の助成金&支援策



◆東京都が条例制定を検討

東京都では、都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックの開催都市として受動喫煙防止対策をより一層推進していくため、「東京都受動喫煙防止条例(仮称)」の制定を検討しています。

その内容は以下の通りであり、罰金刑を科すことも検討しているようです。

- (1) 成年者や患者が利用する医療施設・学校などは敷地内禁煙
- (2) 不特定多数が利用する官公庁や大学は屋内禁煙

(3) ホテル・旅館・職場など事業所や飲食店、娯楽施設は原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）

このような受動喫煙防止の流れは、今後も進んでいくと思われ、企業としても注視していかなければならないでしょう。

ちなみに、平成 27 年 6 月より、事業者には労働者の受動喫煙を防止するため、事業者および事業場の実情に応じ適切な措置をとるよう努力義務が課されています（労働安全衛生法 68 条の 2）。

◆「受動喫煙防止対策助成金」とは？

厚生労働省では、事業者が受動喫煙防止対策を行う際の費用の一部を支援するため、「受動喫煙防止対策助成金」を設けています。

中小企業事業主であって、事業場内において、喫煙防止措置を講じた区域以外を喫煙とする事業主を対象に、「喫煙室の設置・改修」「屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修」「換気措置の設置（宿泊業・飲食業を営んでいる事業場のみ）」のいずれかの措置を講じた場合、その措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの 2 分の 1 が助成されます（上限 200 万円）。

申請手続などは、所轄の都道府県労働局へ行きます。

◆厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。

例えば、上記助成金の申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金申請の際に参考となる助言や、実績報告の際に必要な測定機器の提供を行っています。

利用はすべて無料で行っているそうですので、利用してみたいかがでしょうか。

(1) 受動喫煙防止対策の技術的な相談
事業場における喫煙室の設置、浮遊粉

じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談など（必要に応じて実地指導も実施）

(2) 禁煙室などの要件の確認や事業場の実態把握

職場環境の実態把握などを行う際の支援として、測定機器の無料貸出しなど※税金を徴収しておきながらここまで言うなら、タバコも大麻や覚せい剤と同様に法で禁止すればいいと思うのは、私一人でしょうか。



～今月のことば～

行きづまった時代は、単にこび社会であるだけではなく、反面刻一刻と治安が強化される警察国家でもある。支配層は、こびが通用しない人々に対して容赦なく銃を取る。首相官邸の塀が年々つぎ足されて高くなり、機動隊が増員され装備が強化される。あらゆる面から物理的な力が補強され、老化した時代を力づくで支えるのである。

こび社会と警察国家は、実は一つの社会の持つ二つの顔である。それはゆきづまり墮落した社会が断続的に見せる二つの表情に他ならない。赤ずきんちゃんの狼のようにきばを隠しながらわれわれにこびる恐ろしい社会なのである。

歴史は、こびと暴力がはびこる社会が小走りに破滅に向かっていった事例を繰り返して記述する。こびと力は、だましとおどしであり、いずれも人々の自由意志による冷静な判断を封じこめようとするものだからである。

『落日の戦後体制 上

—新しい時代の突破口をひらく』

田中 秀征 著

～事務所よりひとこと～



今年の夏、家の近くの神社に「チゴハヤブサ」が巣を作り雛を育てていることが口コミで広がったため全国各地から大勢のバードウォッチャーが集結してきました。参道には他県ナンバーの車が数珠つなぎに止まり、おもちゃの兵隊さんがかぶる大きな帽子のようなマイクや、望遠レンズの付いた重そうなカメラを抱えた方々が、神社の敷地いっぱいスタンバイして全員が一斉に大木の上を見上げ連日たむろしていました。

我が家から車で3分ほどの距離にサッカースタジアムがあります。試合のある週末は家の周りの道路を自転車や徒歩でゾロゾロと同じ色の服を着た集団が行き交っています。近くのコンビニもその集団で占拠されてしまいます。

この2つの集団から放たれる臭いがどうも苦手です。同じ臭いは自称強豪校の部活を応援する集団や自称名門校のPTA、OBの集団からも臭います。

臭いの原因は『いい気になっている臭』です。①集う→②高揚感→③特別感→④勘違い＝『いい気になってる臭』。の法則です。

先日久しぶりに映画館へ映画を見に行きました。スクリーンがいくつも有る映画館でちょうど上映が終わった会場から若者達がぞろぞろと出てきました。みんなお揃いのハッピーやお揃いのTシャツを身にまとい、手には何か応援グッズのような物を持っています。どうやらアニメソングを歌っているグループのライブビデオの上映で、スクリーンに向かってみんなで声援を送りながら見るというもののようです。その軍団からは全く臭いは感じません。純粹に『あー楽しかった』が伝わり(世間一般には敬遠されがちなオタク君達ですが)むしろ清々しい印象でした。

『人の振り見て我が振り直せ』

私も今後どうしても集団行動をしなけ

ればならない場合は②以上に進まないよう充分気をつけたいと思います。(池亀)

お知らせ

- 今年度の最低賃金が決定され、長野県最低賃金は平成29年10月1日から**時間額795円**になりました。
年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。
使用者は、労働者の賃金が最低賃金以上になっているかを確認しましょう。
- 改正育児・介護休業法が10月1日から施行され、2歳までの育児休業の再延長が盛り込まれたのに伴い、就業規則や育児介護休業規程、それに付随する書式等の整備が必要となります。
詳細は同封の「◆改正育児・介護休業法について」にてご案内しますので、宜しくお願い致します。
- 平成25年に施行された改正労働契約法により「無期転換ルール」が導入され、来年4月から有期契約労働者からの無期転換申込みが本格的に行われることを踏まえ、就業規則やそれに付随する書式等の整備が必要となります。
詳細は同封の「◆無期転換ルール適用の本格化に向けて」にてご案内しますので、宜しくお願い致します。
- 今月は、厚生年金保険料率の変更及び標準報酬の定時決定による社会保険料の変更の月です。

厚生年金保険料率の変更

1,000分の183

(本人負担分 1000分の91.5)

に変更となっております。

当事務所よりご案内をしている保険料一覧を参照し変更をお願い致します。

ご不明な点は当事務所までお問い合わせ下さい。